

◆第7号議案： **主たる事務所の移転**

<趣旨>

2026年6月1日より、一般社団法人群馬県言語聴覚士会主たる事務所を、公益社団法人群馬県医師会 群馬リハビリテーション病院 言語聴覚室（吾妻郡中之条町大字上沢渡 2136）から、医療法人田貫会 高瀬記念病院 言語聴覚室（高崎市南大類町 885-2）に移転する。

<事務所移転に伴う定款変更と手続きについての説明>

事務所移転は、本会定款第2条（主たる事務所）の変更を伴う。

旧 第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県吾妻郡中之条町に置く。

新 第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

以上の定款変更を伴うため、定款51条（定款変更）「この定款は総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。」の規定に基づいて決議されなければならない事項である。